

I サービスの向上

(2)-2 緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針

(2)-2-1 外国人への対応

外国人への緊急時で特に不安になるのが「言語」であります。落ち着いた行動が取れるように、普段から表示する避難経路への外国語標記や、緊急時に多言語に翻訳できる機器導入を検討します。

(2)-2-2 障がい者、高齢者への対応

平成 23 年 3 月に起き東日本大震災など、大規模な災害時に障がい者や高齢者の被災は若年層や健常者と比較して 2 倍以上であったと言われています。大規模な災害が発生した際は、障がい者や高齢者をまず非難できるスペースを確保することが大切であると思います。その為に、普段から通路や出入口付近に十分なスペースを確保すること、段差などつまづくものがないか、確認をします。障害者福祉施設や高齢者福祉施設の専門機関と普段から連携を図り、災害時の対応など情報交換する機会も設けたいと考えております。

(2)-2-3 合同避難訓練の実施

当社が定期的に行う避難訓練に、上記の配慮を必要とする方にも参加してもらい、合同訓練を実施します。実施後に以下のような課題点についてフィードバックを行い、安全管理マニュアルに追加し、要配慮者に向けた避難体制の確立を目指します。



I サービスの向上

(2)-3 緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方

大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行等、緊急事態が発生した又は発生するおそれがあり、県又は横浜市等から「避難所等としての使用」や「帰宅困難者の受入れ」、「その他の災害対応への協力」等について要請があった場合には、迅速に対応・協力します。

また、上記の要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全の確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めます。

当社では、本施設及び全国各地での指定管理施設において様々なケースでの対応実績があり、その経験・ノウハウを活かして県及び地元自治体と協力しながら対応を致します。

(2)-3-1 本施設でのネットカフェ難民への対応実績

新型コロナウイルスの流行に伴い、令和2年4月に全国的にネットカフェが使用停止になったことに伴い、本施設が宿泊先を失った方たちの緊急受け入れ所として指定されました。

当時新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議で**決定したその日に、受け入れ場所の選定と受け入れ所の開設に対応**しました。

対応にあたっては、くらし安全防災局、スポーツ局と綿密に連携を図り、施設管理者としてスタッフが常駐し、簡易ベッド等の組み立てに協力する等、第1回緊急事態宣言中の約1か月間にわたり、現場対応を行いました。

こうした緊急事態発生時における**迅速性、柔軟性**も当社の強みの1つであると考えます。



I サービスの向上

(2)－3－3 緊急事態発生時の対応事例(地元自治体等との連携)

台風襲来や震度 5 以上の地震発生時には、台風の進路や地震規模により「待機」「巡回」等の対応をとります。災害発生を発見した時点で県または必要に応じて関係機関へ連絡し、応急処置・対策（方法）の検討を行います（大規模被害の場合は自治体との協議及び指示を要請）。



I サービスの向上

4 事故防止等安全管理

(3) 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）

急病人や熱中症、または競技中の怪我などによる重症者が発生した場合は、被害者の救護・救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に行います。

I サービスの向上

救急隊員に引き継ぐまでの応急手当が施せるよう、**赤十字救急法救急員の資格取得**や、消防本部の実施する**救命講習の受講**などにより、エイドスキルの向上を図ります。

また、有事の際にも適切な救命処置が取れるよう、施設に従事する**全てのスタッフに対し、救命救急法・AED取扱い等不測の事態に備えての研修**を実施します。

非常時・緊急時であっても、被害者のプライバシーについて配慮し、救護活動をするうえで知りえた個人情報の保護に努めます。傷病者の意識が無く同行者もいない場合は、必要に応じてロッカーを開けて身元の確認を行います。それ以外の場合は、個人情報保護の観点から、消防署を通じ、搬送先の病院名と被害者の名前等を確認する等の対応をとります。

(3)-1 安全教育・訓練の実施計画

I サービスの向上

4 事故防止等安全管理

(4) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

当社は現指定管理者として令和2年4月10日の県の緊急事態措置における、ネットカフェ等休業に伴う行き場のなくなった方たちの受け入れに始まり、その後繰り返し発せられた緊急事態宣言の延長や、蔓延防止重点措置における施設利用の制限の通知に基づき、with コロナ下における感染症拡大防止対応の中で、本施設の管理運営を行って参りました。

今後万が一新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合には、これまでの対応経験、実績を踏まえ、**安全性と迅速性を最重要事項として、県と綿密な連携を図りながら対応**します。

(4)-1 現指定管理期間における対応の経過

年月日	対応経過
R2.3.5	感染拡大防止対応のため施設利用休止 武道教室、書道教室受講者の受講料一部返金と施設利用料前受け金の返金対応実施
R2.4.9	施設利用休止期間を R2.8.31 まで延長することをホームページで周知
R2.4.10	ネットカフェ使用停止に伴い、宿泊先を失った方たちの緊急受入れ所として指定され、簡易ベッドの組み立て等協力
R2.5.12	緊急受入れ所としての役割終了
R2.5.29	施設利用の一部制限解除通知発信(R2.7.1 から)
R2.6.4	武道館内消毒清掃実施
R2.6.17	「with コロナ」下における武道館利用ガイドラインを公開
R2.7.19	「LINE ころなお知らせシステム」の周知
R2.7.24	武道教室開講の案内と内容変更のお知らせ
R2.8.25	「with コロナ」下における武道館利用ガイドラインの改定
R2.10.1	武道教室・武道一般稽古の実施
R2.10.18	県民スポーツ月間における中央イベント「武道体験教室」開講
R2.11.6	利用者満足度調査・利用者の声収集のため武道館運営アンケート実施
R3.1.8	緊急事態宣言による施設利用制限と武道教室・武道一般稽古等中止
R3.2.24	小学生武道体験教室を中止
R3.3.21	緊急事態宣言解除後の「リバウンド防止期間」の設定により利用制限
R3.4.20	「まん延防止等重点措置」対応による施設利用制限
R3.10.25	武道教室・武道一般稽古等の再開
R4.3.21	「まん延防止等重点措置」の解除に対応する施設利用の適用

I サービスの向上

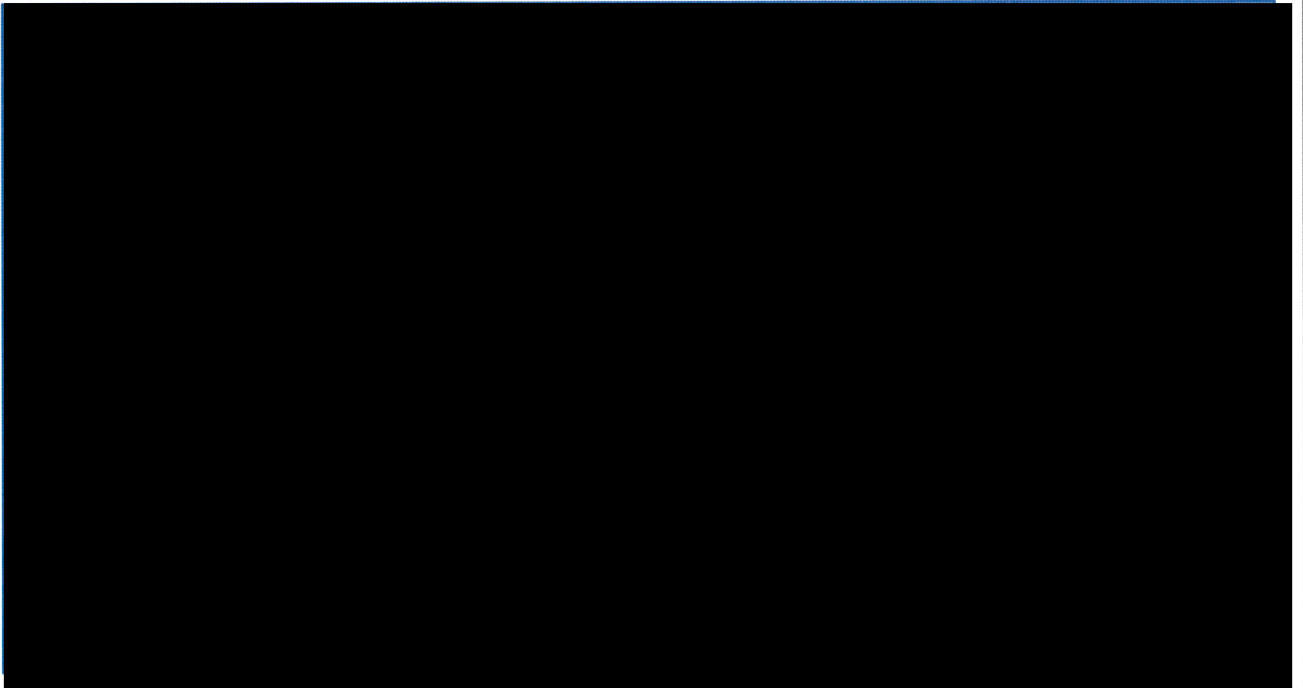
（4）- 2 利用者への施設利用に関する周知

新型コロナウイルスのような感染症の流行時には、施設の開館状況や教室の実施状況等について、**迅速かつ正確な情報発信**が必要となります。下記の通り、様々な情報発信ツールを活用して、タイムリーな情報を繰り返し発信します。

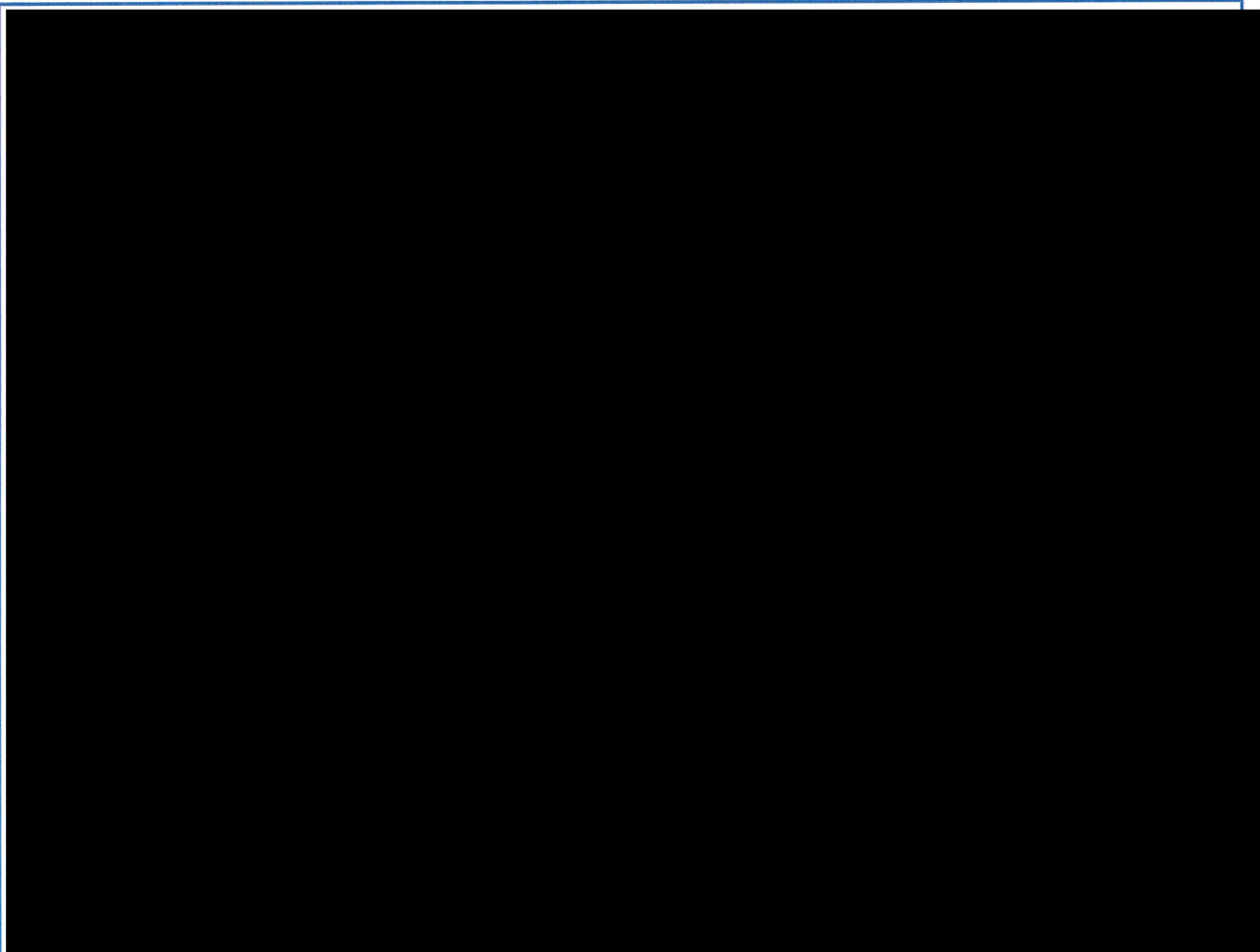
（4）- 3 感染拡大防止と施設利用における安全性の確保

I サービスの向上

(4)－4 感染症流行時の運営体制



(4)－5 行政との連携



I サービスの向上

4 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

地域社会との結びつきは、指定管理者にとって極めて重要なことです。地域社会に根ざした活動を進める指定管理者でありたいとの願いから、積極的な連携と相互交流を深めてまいりたいと考えております。

同時に、県民のみなさまから指定管理者運営の状況への理解を得るために、地元サークル・利用団体・自治会などとの共同作業や、地元企業や地元商店との協力関係、さらに県内公共施設との連携で実施する自主事業の開催など、地域住民との「**パートナーシップ**」を重要な要素ととらえた施設運営を行います。

当社と各武道連盟や利用団体などとの関係性は、利害問題がなく互いに刺激し合える関係、互いに尊重し合える関係です。自主事業の共同開催やイベントコラボなどを積極的に実施しており、引き続き**互いに発展できる関係、互いに刺激し合える関係**でありたいと考えています。

団体やサークル、利用者との交流の中から、良いところはどんどん学ばせて頂くという姿勢のもと、より良い相互関係を築いてまいりたいと考えております。皆様に施設との関わり合いを強く持ってもらうことで事業への理解と協力が得られるとともに、「武道の普及・振興」という目標の中交流も盛んになると考えております。

I サービスの向上

(1)－1 地域との協力関係における具体策

【地域の学校との連携】

今後、**部活動の地域移行**が進められていく中で、令和 5 年10 月に県が策定した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に基づき、利用しやすい環境整備に努めます。実際に既に県と協議の上、**利用料金の減免措置に対応**しております。

また、地域の将来を担ってゆく子供たちに、公共施設で事業者がどんな業務を行っているか、将来公共施設で働くことを選択肢として具体的に検討してもらえよう、職場体験や社会科見学さらにインターンシップを本施設で積極的に受け入れます。

【地域の安全なまちづくりに貢献する活動】

本施設は年間通じて開館しており、閉館時間も午後 9 時までの営業となっております。そのことから、夜間営業しているメリットを活かし、女性の避難所やこども 110 番の施設など地域の安全を守る施設として機能させることが可能であると考えております。不審者情報の提供や夜間パトロールを実施し、市民の安全に貢献できるよう努力します

【アウトリーチ活動】

本施設の活性化、利用増のみに取り組むのではなく、地域への武道普及や、健康づくり活動等を県内各地で実施する「**アウトリーチ**」活動も行います。また、当社が得意とする、**応急処置・心肺蘇生法**等に関する講習を地域住民や近隣企業向けに行い、身近な場所で起きた緊急時（一時救命措置が必要な際）に実施できるよう普及啓発をおこないます。

